

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	利根川西地区 (山王、高井、池端、清野、上青梨子、青梨子、前原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日 令和6年12月13日 (第1回) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計52.3ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計10.8haとなっているため、新たな担い手の確保が必要である。
- ・市街化区域と隣接し、集落が混在しているため、農地集積が難しい。
- ・認定農業者が少なく個人農家が多いため、高齢化が進み後継者も不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手が少ない地区であることから、関係機関と連携しながら新規就農者の他、地域の農業を維持している個人農家に対しても支援を行い担い手を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	228.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	197.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区の地域計画検討会や遊休農地対策検討会等を定期的に開催し、地区での話し合いを行い情報共有を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、地域内の農業を担う者等へ農地の集積・集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
外部の農業経営体との連携を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①アライグマ、ハクビシン等による農作物(落花生)被害軽減のため、野生動物対策組合を設立して地域ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組んでいる。